

# すり合わせ協議の基本調整方針の考え方

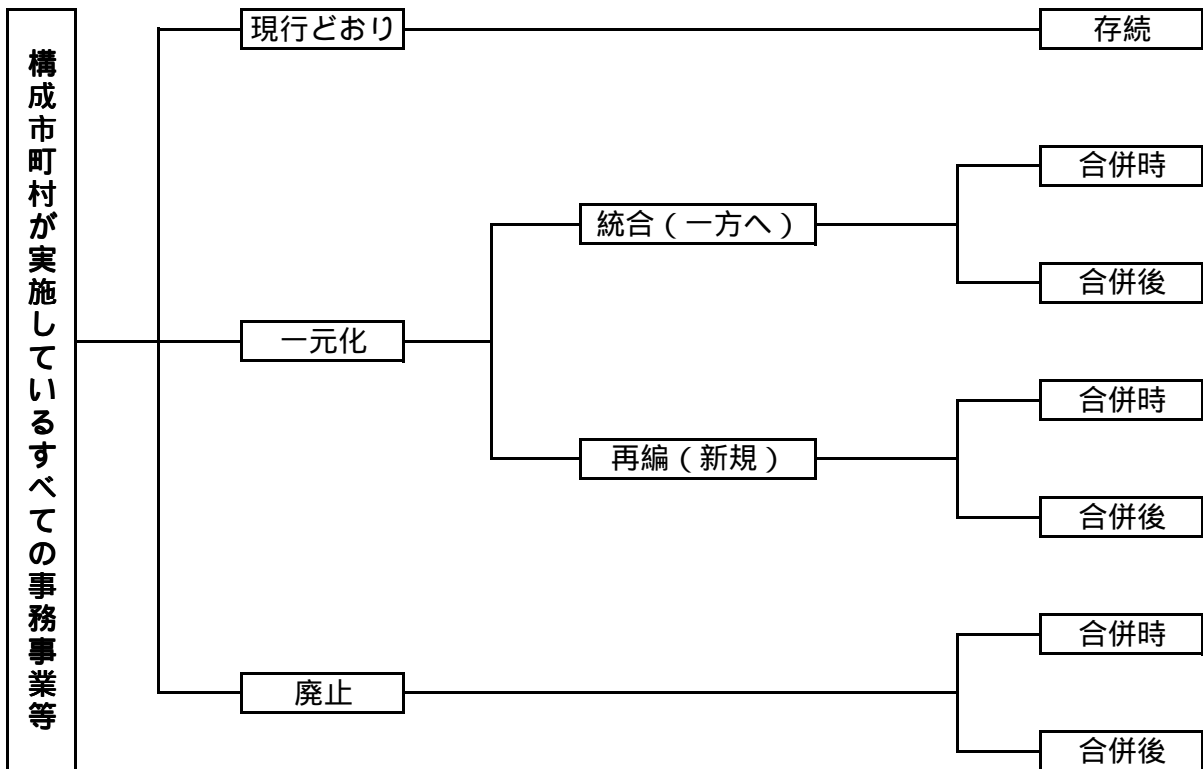
## 1 目的

すり合わせが必要な項目の方針協議については、構成市町村の住民の「合併の是非判断」の具体的協議材料として、仮に合併するとした場合、住民生活に及ぼす影響等を含め検討することを目的とする。

## 2 基本的な考え方

すり合わせが必要な項目の協議にあたっては、これまでの各市町村のまちづくりの歩みを尊重しつつ、構成市町村の融合一体化の促進と新たなまちづくりに結びつけていくため、次のとおり事務事業を区分していきます。

### 事務事業のすり合わせの基本的区分



なお、協議会では各項目の基本方針を協議することとし、詳細については行政事務レベルで調整を図るものとする。

### 3 協議の視点

すり合わせが必要な項目の協議にあたっては、以下の視点をもってあたるものとする。

地方分権時代であることを踏まえ、今後、行政はどのようにあるべきか  
構成市町村の住民の理解が得られるか

合併後の市民生活が、より具体的、将来的な向上を目指していけるか

### 4 具体的な調整方針

すり合わせが必要な項目の協議にあたっては、次に掲げる原則によることとします。

一体性確保の原則

住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。

住民福祉向上の原則

住民サービス及び住民福祉の向上に努める。

負担公平の原則

負担公平の原則にたち、行政格差を生じないように努める。

健全な財政運営の原則

健全な財政運営に努める。

行政改革推進の原則

行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。

適正規模準拠の原則

自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努める。

なお、住民生活に影響のある項目については、試算等を組み込むなど具体的に提示するものとし、住民の負担増を伴うものについては、具体的な理由を明示する。

## 例規整備に係る業務委託について

年	月	スケジュール
	8	
14	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例規の比較検討</li> <li>①例規表題比較表の作成</li> <li>②例規内容比較表の作成</li> </ul>
	10	
	11	
	12	
15	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備方針決定</li> <li>③調整</li> </ul>
	2	
	3	
	4	
	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調整・検討</li> <li>・骨格の整理</li> <li>③調整</li> </ul>
	6	
	7	
	8	
	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条文整備</li> <li>④例規原案の作成</li> <li>⑤例規の審査</li> </ul>
	10	
	11	
	12	
16	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織・人事・財務関連 条例等整備</li> <li>・専決条例等の内容確定</li> </ul>
	2	
	3	
	4	
	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織・人事・財務関連 条例等整備</li> <li>・専決条例等の内容確定</li> </ul>
	6	
	7	
	8	
	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織・人事・財務関連 条例等整備</li> <li>・専決条例等の内容確定</li> </ul>
	10	
	11	
	12	
17	1	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     新自治体発足                 </div>
	2	
	3	

### 例規整備の流れとして

- ① 例規表題比較表の作成
- ② 例規内容比較表の作成
- ③ 事務事業実態調査の結果並びに①、②の比較表に基づき、各部会、分科会での調整
- ④ ③の調整結果において例規の審査という流れになります。

①、②については、今後のスケジュール、構成市町村の数の多さ並びに業務量と例規担当専任職員数等を考慮すると、今すぐにでも委託した方がよく、また、現段階で行っても、合併の是非を含めて調査研究するための資料の作成であり、構成市町村すべてで活用できる資料になると思われます。

また、④について、業務量と例規担当専任職員数等及び⑤における作業の効率性の観点からこれらも委託した方が良いと考えます。

以上のことから今回①、②の作業について業者委託で行うことのご了解を得たく、提案します。

また、④についても、委託する方向で考えていますが、①、②の作業が終了次第、事務事業実態調査の調整の進み具合をみて、法定協議会になって（1月以降）検討したいと考えております。

## 合併方法 参考資料

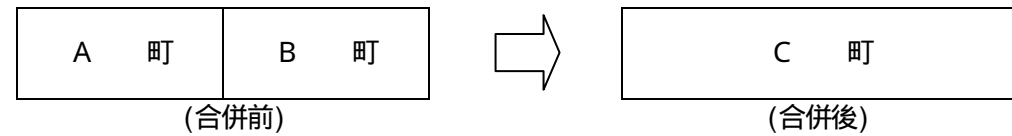
内 容

備 考

「市町村の廃置分合」 地方自治法第7条について

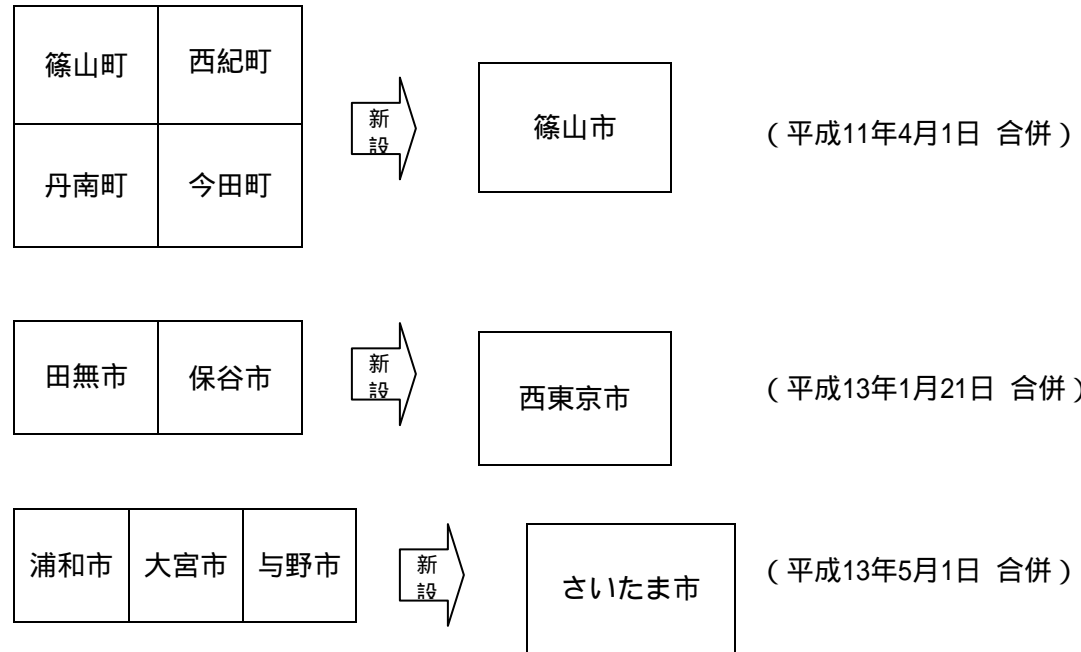
- ・「廃置分合」とは、法人格の変動を伴う地方公共団体の区域の変更であり、通常、分割・分立・合体及び編入の4種がある。
- 合体とは、二以上の地方公共団体を廃して、その区域をもって一の地方公共団体を置くことをいう。
- 編入とは、地方公共団体を廃してその区域を既存の他の地方公共団体の区域に加えることをいう。
- いずれの場合にも、地方公共団体の廃止（法人格の消滅）または地方公共団体の設置（法人格の発生）を伴うものである。

### 新設合併(対等合併)

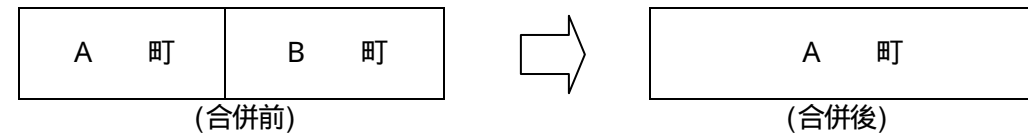


- ・合併関係市町村が全て廃されるため新たな市の名称を定める。
  - ・新しい事務所は合併関係市町村の全ての地域から住民の利便性等を考慮して決定する。
  - ・合併関係市町村の財産、公共施設は合併市町村が引き継ぐ。
- (以下、基本的な比較は、別紙資料参照)

#### 【近年の合併例】

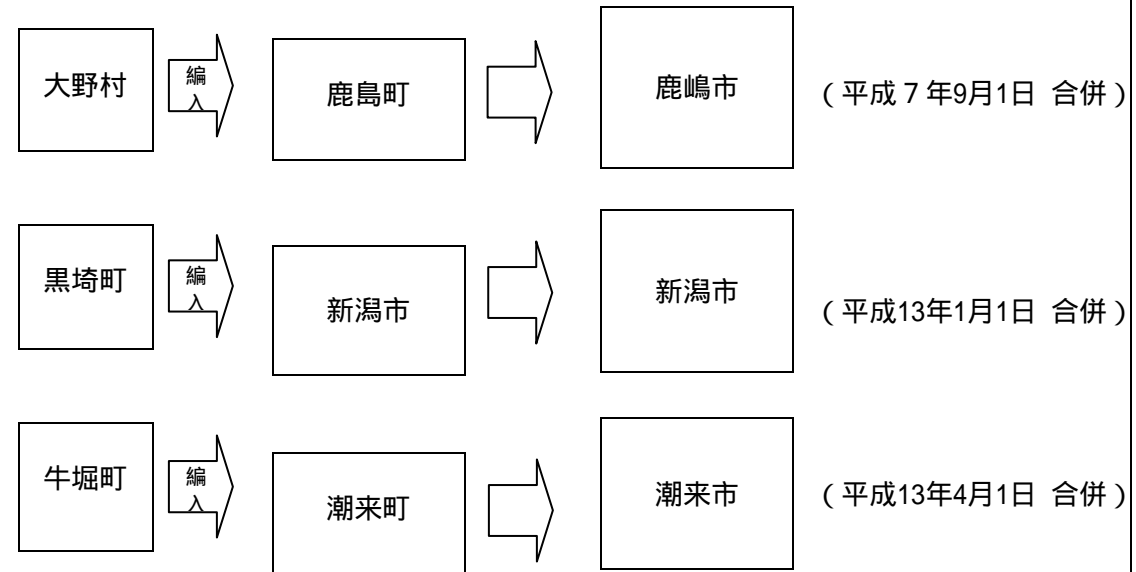


### 編入合併(吸収合併)



- ・合併後の新町の名称は、編入する市町村の名称となる。
  - ・合併後の事務所は、編入する市町村の事務所となる。
  - ・合併関係市町村の財産、公共施設は編入する市町村が引き継ぐ。
- (以下、基本的な比較は、別紙資料参照)

#### 【近年の合併例】



#### 【篠山市の例】

- 平成8年3月4日 第1回多紀郡合併研究会(町長・議長)
- 4月18日 第3回研究会で基本的5項目(合併形式等)を確認 [ 検討とる ]
- 平成9年4月15日 第1回合併協議会開催
- 6月27日 第3回協議会において合併の方式を確認 [ 合体(対等)合併とする ]
- 平成10年4月27日 4町による合併協定書調印
- 12月18日 第19回協議会において合併特例法の改正による「市」への移行関係協議事項確認
- 1月14日 4町議会で市制施行議案を全会一致で可決・市制施行申請書を知事へ提出
- 4月1日 篠山市が市制施行される

#### 【潮来市の例】

- 平成9年7月1日 潮来・牛堀広域行政事務研究会発会
- 平成10年4月20日 任意合併協議会設置
- 平成11年8月23日 法定合併協議会設置
- 11月11日 第2回合併協議会(合併方式を編入合併に決定)
- 12月24日 第3回合併協議会(合併期日を平成13年4月1日に決定)
- 平成12年7月19日 両町議会において合併議案の議決
- 7月30日 県知事へ潮来町・牛堀町の廃置分合の申請
- 平成13年4月1日 牛堀町が潮来町に編入され、潮来市が市制施行される

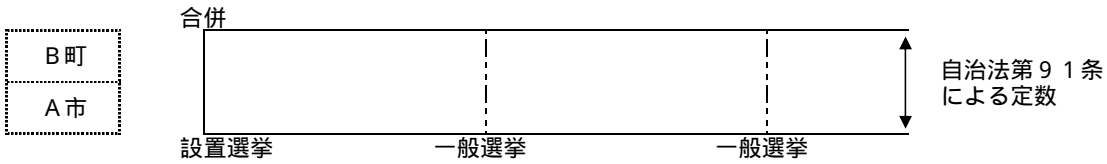
## 「新設合併」と「編入合併」の比較について

分 類	新 設 合 併 (対等合併)	編 入 合 併 (吸収合併)
定 義	・ 2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで、市町村の数の減少を伴うもの。	・ 市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで、市町村の数の減少を伴うもの。
法人格の取扱い	・ 合併関係市町村の法人格は消滅し、新たな法人格が発生する。	・ 編入する市町村の法人格が存続し、編入される市町村の法人格は消滅する。
合併市町村の名称	・ 合併関係市町村が全て廃されるため、新たな名称を定める。	・ 編入する市町村の名称とする場合が多いが、新たな名称を定めることもできる。
事務所の位置	・ 合併関係市町村の全ての地域から住民の利便性等を考慮して決定する。	・ 通常は、編入する市町村の事務所の位置となる。
財産及び公の施設の取扱い	・ 合併市町村が引き継ぐ。	・ 編入する市町村が引き継ぐ。
議会議員の定数及び任期の取扱い	<p>&lt;原則&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>合併関係市町村の議員は失職する。</li> <li>地方自治法に定める定数の設置選挙を行う。この場合における議員の任期は、設置選挙の日から4年間となる。</li> </ul> <p>&lt;特例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>合併関係市町村の協議により、次のいずれかによることができる。設置選挙により選出される議会の議員の任期に限り、法定数の2倍までの議員を置くことができる。(定数特例制度)</li> <li>合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者については、2年以内で合併関係市町村の協議により定められる期間において、引き続き全員在任できる。(在任特例制度)</li> </ul> <p>実際には、の在任特例制度を採用している場合が多い。</p>	<p>&lt;原則&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>編入する市町村の議員はそのまま在任し、編入される市町村の議員は失職する。</li> <li>ただし、合併により著しく人口の増加があった場合には、地方自治法に定める定数の範囲内で増員選挙を行うことができる。この場合における議員の任期は、編入する市町村の議員の残任期間となる。</li> </ul> <p>&lt;特例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>合併関係市町村の協議により、次のいずれかによることができる。編入する市町村の議会の議員の残任期間において、人口に応じて、編入される市町村の区域ごとに選挙区を設けて定数を配分し、議員定数を増加することができる。(定数特例制度)</li> <li>編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の被選挙権を有することとなる者については、合併市町村の議会の議員の残任期間まで在任することができる。(在任特例制度)</li> </ul> <p>なお、合併時に いくつかの特例制度を適用する場合においては、合併後最初の一般選挙についても、編入合併の特例定数を採用することができる。</p>
農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い (合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合)	<p>&lt;原則&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>合併関係市町村の委員(選挙による委員、選任による委員)はすべて失職する。合併後新たに選挙及び選任により委員を選出する。</li> </ul> <p>&lt;特例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>合併関係市町村の委員(選挙による委員)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、10人～80人の範囲で、1年以内の間、在任できる。</li> </ul> <p>農業委員会等に関する法律により、合併市町村の区域を分割して、2以上の農業委員会を置くことも可能である。</p>	<p>&lt;原則&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員はすべて失職する。</li> </ul> <p>&lt;特例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>編入される市町村の委員(選挙による委員)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間在任することができる。</li> </ul>
特別職の職員の身分の取扱い	・ 合併関係市町村の特別職の職員は失職する。なお、合併市町村の首長は、選挙により選出され、助役、収入役等は新たに選任されることとなる。	・ 編入する市町村の特別職の職員はそのまま在任し、編入される市町村の特別職の職員はすべて失職する。
条例・規則等の取扱い	・ 合併関係市町村の条例・規則はすべて失効し、新たに制定することとなる。	・ 編入される市町村の条例・規則は失効し、原則として、編入する市町村の条例・規則に統一される。(ただし、合併に伴う改正が必要である。)
市町村建設計画	・ 合併関係市町村全域に係る建設計画を作成する必要がある。	・ 少なくとも、編入される市町村の区域についての建設計画を作成する必要がある。

# 市町村の議員の定数特例・在任特例について

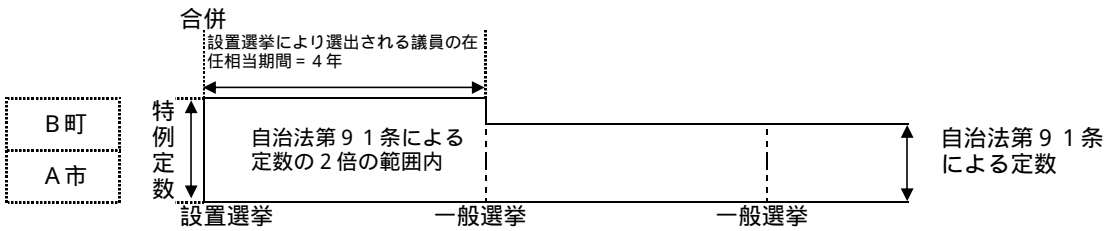
## 新設合併

### 原則



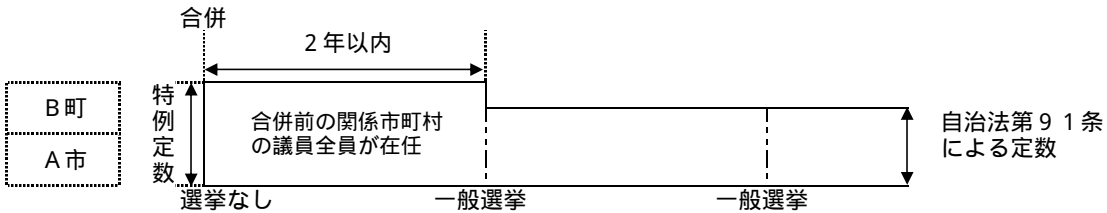
### 1 定数特例 (合併特例法第6条第1項)

設置選挙において、当該選挙による議員の任期に限って、地方自治法第91条に規程する定数の2倍まで定数を増加することができる。

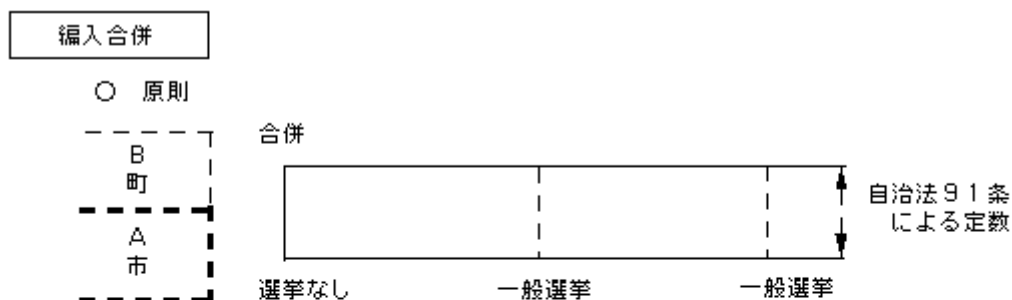


### 2 在任特例 (合併特例法第7条第1項第1号)

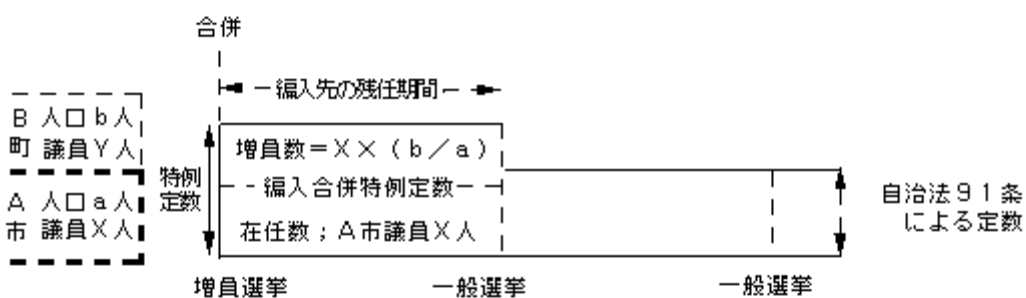
合併関係市町村の議会の議員で、合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、最長2年間在任できる。



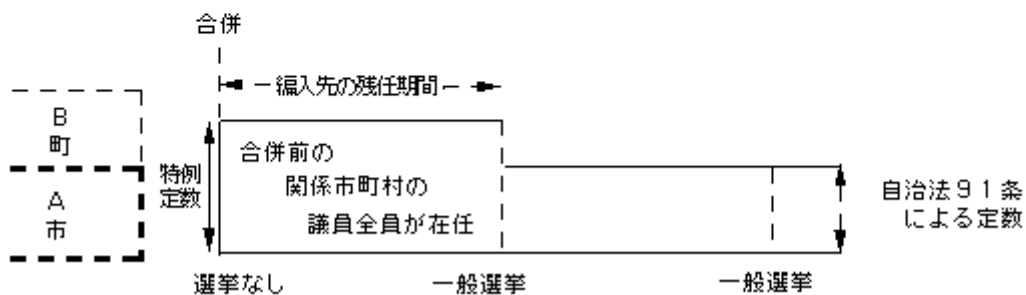
## 市町村の議員の定数特例・在任特例について



- 1 (定数特例 (法6条2項)) 増員選挙において、編入された旧市町村の区域で選挙区を設けて増加することができます。

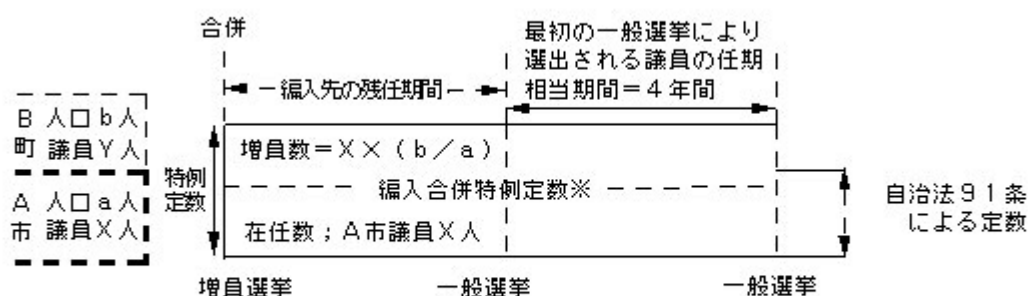


- 2 (在任特例 (法7条1項)) 編入された旧市町村の議員は、編入先の市町村の最初の選挙までその議員となることができます。

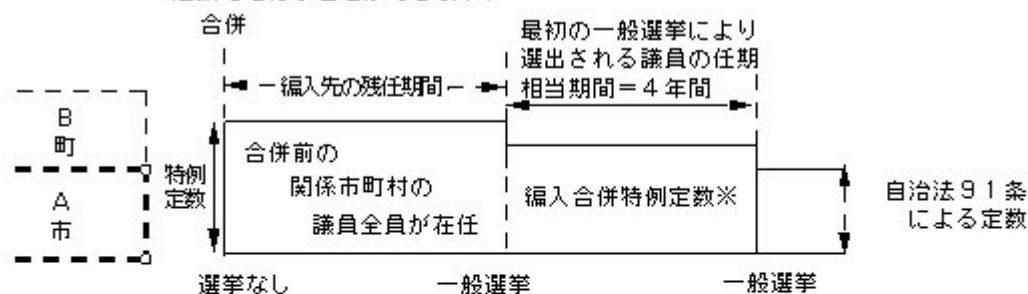


## 市町村の議員の定数特例・在任特例について

- 3 (定数特例 (法6条2項と定数特例 (法6条5項)) 編入された旧市町村の区域で選挙区を設けて増加することが、編入先の市町村の2回目の選挙 (最初の一般選挙) までできます。



- 4 (在任特例 (法7条1項) と定数特例 (法7条3項)) 編入された旧市町村の議員は、編入先の市町村の最初の選挙でその議員となることができ、さらに最初の選挙の際に、編入された旧市町村の区域で選挙区を設け、定数増を行うことができます。



※編入合併特例定数の増員数 (端数は四捨五入、1未満は1とします。)

$$\text{増員数} = \left( \frac{\text{編入する市町村の旧定数}}{\text{編入される市町村の人口}} \times \text{編入する市町村の人口} \right)$$



## 合併の期日

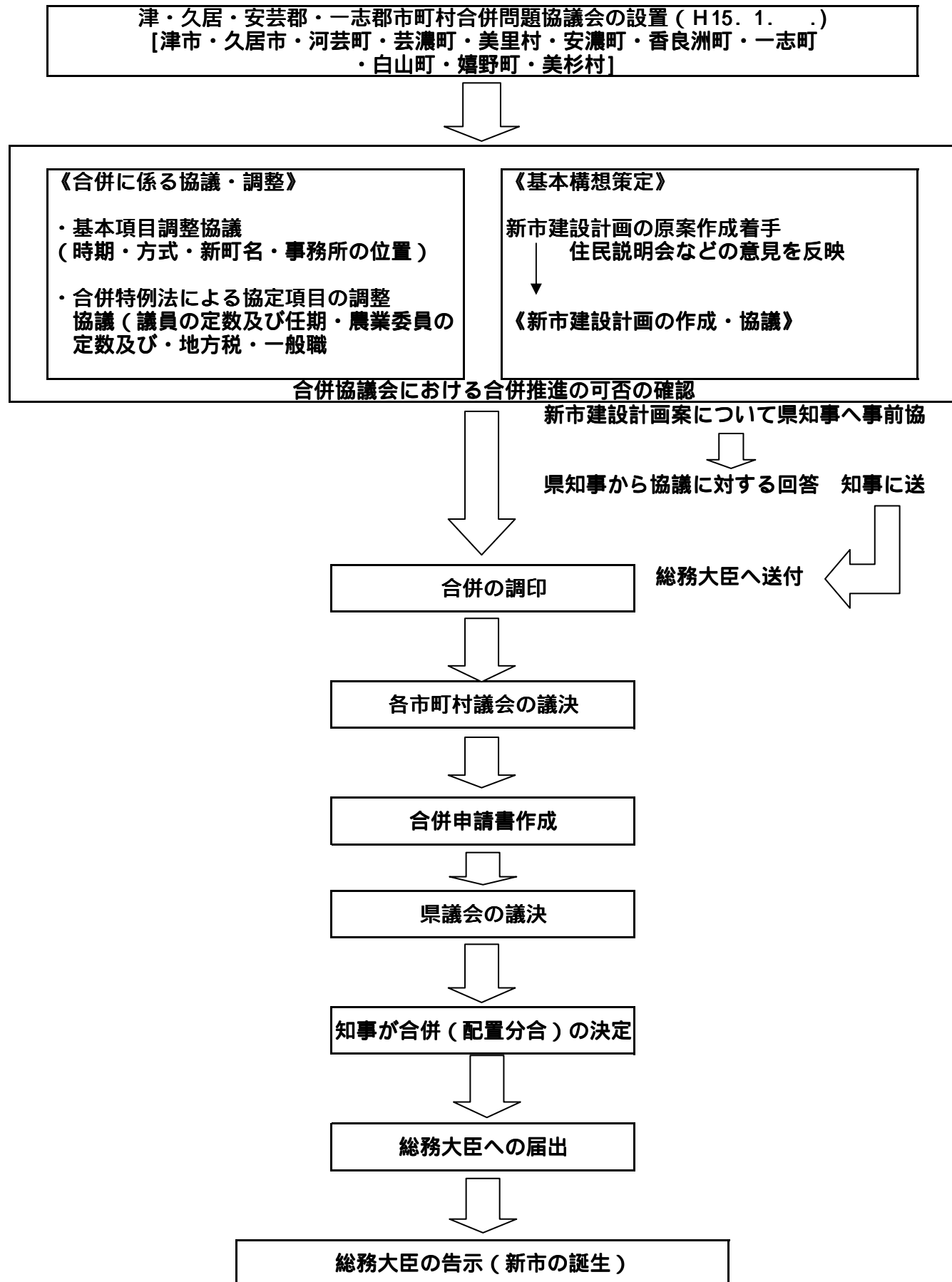
期日決定のポイントとしては、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響、合併時に予定される事務事業又は公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理・引継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断されるべきものであると思われます。

なお、合併の期日が平成17年4月1日以降の合併施行となる場合は、現行合併特例法の適用（行財政上の優遇措置等）がなくなることに留意する必要があります。先進事例を見る限り、必ずしも特定期日に限られるものではなく、各団体のそれぞれの事情により期日が定められています。

## 先進事例

合併年月日	新市町村名	合併形式	関係市町村名	合併直前国調人口	合併直前面積 (km <sup>2</sup> )
平成3年2月1日	熊本市 (熊本県)	編入	熊本市 北部町	<b>597,691</b> 579,306 18,385	<b>200.83</b> 171.09 29.74
平成3年2月1日	熊本市 (熊本県)	編入	熊本市 河内町	<b>606,216</b> 597,691 8,525	<b>234.78</b> 200.83 33.95
平成3年2月1日	熊本市 (熊本県)	編入	熊本市 飽田町	<b>616,546</b> 606,216 10,330	<b>246.83</b> 234.78 12.05
平成3年2月1日	熊本市 (熊本県)	編入	熊本市 天明町	<b>626,727</b> 616,546 10,181	<b>266.21</b> 246.83 19.38
平成3年4月1日	北上市 (岩手県)	新設	北上市 和賀町 江釣子村	<b>82,902</b> 58,779 14,777 9,346	<b>437.55</b> 146.03 273.95 17.57
平成3年5月1日	浜松市 (静岡県)	編入	浜松市 可美村	<b>547,875</b> 534,620 13,255	<b>256.74</b> 252.69 4.05
平成4年3月3日	水戸市 (茨城県)	編入	水戸市 常澄村	<b>245,525</b> 234,968 10,557	<b>175.90</b> 147.01 28.89
平成4年4月1日	盛岡市 (岩手県)	編入	盛岡市 都南村	<b>278,497</b> 235,434 43,063	<b>489.15</b> 398.69 90.46

平成5年7月1日	飯田市(長野県)	編入	飯田市 上郷町	106,495 91,859 14,636	325.35 298.90 26.45
平成6年11月1日	ひたちなか市(茨城県)	新設	勝田市 那珂湊市	142,402 109,825 32,577	98.98 73.34 25.64
平成7年9月1日	鹿嶋市(茨城県)	編入	鹿島町 大野村	59,092 45,227 13,865	94.04 53.52 40.52
平成7年9月1日	あきる野市(東京都)	新設	秋川市 五日市町	71,940 50,387 21,553	73.34 22.44 50.90
平成11年4月1日	篠山市(兵庫県)	新設	篠山町 西紀町 丹南町 今田町	44,752 22,229 4,125 14,503 3,895	377.61 187.46 54.42 83.74 51.99
平成13年1月1日	新潟市(新潟県)	編入	新潟市 黒埼町	518,374 494,769 23,605	231.91 205.94 25.97
平成13年1月21日	西東京市(東京都)	新設	田無市 保谷市	175,073 74,813 100,260	15.85 6.80 9.05
平成13年4月1日	潮来市(茨城県)	編入	潮来町 牛堀町	31,797 25,694 6,103	68.35 49.56 18.79
平成13年5月1日	さいたま市(埼玉県)	新設	浦和市 大宮市 与野市	1,023,937 484,834 456,164 82,939	168.33 70.67 89.37 8.29



新市移行月日についての確認事項		
	1月 日 (年度途中) とした場合	3月 日 (年度替りの直近) とした場合
適当と思われる事項及び内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決算は12月末での打ち切り決算となり、4月から12月末までの歳入歳出について決算することになるが、3月 日だとそれまでの、約1年間分の集計作業等が必要になるなど事務量が前者に比べ多くなる。また、新市の暫定予算の調整が速やかに行える。</li> <li>・合併による住民サービスの混乱を避けるための準備期間として、年末年始の休日に移転作業や電算事務などの準備作業などが行える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単独補助事業の切り替わりが年度で変わるので、移行しやすい。</li> <li>・年度替りであり、4月からの新体制を考えると全てにわたり3月 日が良いのでは。(特に公簿類作成について)</li> <li>・学校関係では、現行年度区分がよい。</li> <li>・学校給食についても同情の事由</li> <li>・社会教育関係についても、各種事業及び行事については、会計年度の関係から年度当初が良い。</li> <li>・事業の事務的流れから考えると3月 日が妥当と思われる。</li> </ul>
問題点及び課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税の取り扱いにおいて、賦課期日現在の価格を決定する際に合併後の市内における評価の均衡を図らなければならない特に旧の市町村界で路線価や標準宅地の評点が大きく剥離している箇所は合併前から調整する必要が生じる。</li> <li>・年度途中なので事業等の切り替えに事務量を要する。また事業によっては9ヶ月で完了させなければならないことも考えられる(共通)</li> <li>・1月 日付けの人事異動に関する所掌事務が増える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度当初と合併のスタートが一緒になれば事務が混乱する恐れがある。</li> <li>・国・県等補助事業等、前年度分の事務事業が残っており、国・県の支出金の受入などが集中するなど、収入、支出の件数も多く、暫定予算の編成の上で細かな注意を要することが多いと思われる。</li> <li>・住民税について、申告書整理が終了していない。軽自動車税は設定直後で問題。</li> <li>・課税の統一について、国保税等の不均衡、滞納額の差異による不均一課税の問題点の方針決定、徴収体制の確立に支障があるのではないかと。</li> <li>・新市予算編成の調整に時間を要する。</li> <li>・工事の完了が年度末に集中している現状から、関連する事務内容と新市事務との併用が課題と考える。</li> <li>・学校関係について、4月当初は多くの事務処理を抱えているので、円滑な処理が課題。</li> <li>・3月下旬～4月上旬は、住民の異動時期であることから、事務の混乱を避け円滑な住民対応に努めるためには避けたほうがよいのではないかと。</li> </ul>
留意事項		

## 合併の期日決定に至る手法（先進事例）

### 北上市

法定協議会発足前に、3市町村合同会議で協議・決定がなされた後、法定協議会において協議（1回）し決定。

### ひたちなか市

小委員会へ付託（小委員会1回で協議合意）し、法定協議会において協議（1回）し決定。

### あきる野市

法定協議会において継続協議（5回）し決定。

### 篠山市

法定協議会において協議（2回）し決定。

### 西東京市

法定協議会において協議（1回）し決定。

### さいたま市

小委員会で「合併目標年度」について合意し、法定協議会において協議（1回）し決定。

# 新設合併における新市の名称について

## 1. 基本的な考え方

新設合併とは、1 1 市町村を廃してその区域をもって新たな市町村を置くことです。

このことは、1 1 市町村の法人格の全てが消滅し、新たな町として1つの法人格が発生するものです。(合併特例法第2条第2項：市町村合併研究会逐条解説)

よって、1 1 市町村の名称は全て廃されることとなりますから、新市の名称を新たに定める必要があります。

なお、名称の定め方については、法律上、特に規定がないことから、基本的には自由に定めることができます。

## 2. 検討に当たっての留意事項

名称の書き表し方は、さしつかえのない限り、当用漢字字体表を用いる。当用漢字表以外の漢字についても、当用漢字字体表の文字に準じた字体を用いてもよい。(昭和33年4月21日通知)

## 3. 市町村名の表し方

### (1) 名称を漢字のみで表している市町村

熊本市、八代市、人吉市、新潟市、西東京市、潮来市、ほか全国多数有り

### (2) 名称をひらがなで表している市町村

むつ市(青森県) つくば市(茨城県) びわ町(滋賀県)  
 いわき市(福島県) えりも町(北海道) すさみ町(和歌山県)  
 ひたちなか市(茨城県) かつらぎ町(和歌山県)  
 むつみ村(山口県) えびの市(宮崎県) さいたま市(埼玉県)

### (3) 名称を漢字及びひらがなで表している市町村

あきる野市(東京都)

### (4) 名称をカタカナで表している市町村

ニセコ町(北海道) マキノ町(滋賀県)

## 名称選定方針 による例 (いずれかの合併市町村名の採用)

都道府県名	新市町村名	形式	合併年月日	旧市町村名
北海道	富良野市	新設	S41.5.1	富良野町、山部町
	滝川市	新設	S46.4.1	滝川市、江部乙町
岩手県	二戸市	新設	S47.4.1	福岡町、金田一村
	北上市	新設	H3.4.1	北上市、和賀町、江釣子村
福島県	郡山市	新設	S40.5.1	郡山市、安積町、三穂田町 逢瀬村、片平村、喜久田村 日和田町、田村町、富久山町 湖南村、熱海町
千葉県	君津市	新設	S45.9.28	君津町、小堰村、小糸町 上総町、清和村
	鴨川市	新設	S46.3.31	江見町、長狭町、鴨川町
	富津町	新設	S46.4.25	富津町、大佐和町、天羽町
石川県	茂原市	新設	S47.5.1	茂原市、本納町
	志賀町	新設	S45.11.1	高浜町、志賀町
長野県	長野市	新設	S41.10.16	長野市、篠ノ井市、川中島町 信更村、更北村、松代町 若穂町、七二会村
静岡県	富士市	新設	S41.11.1	吉原市、富士市、鷹岡町
兵庫県	加西市	新設	S42.4.1	北条市、加西市、泉町
	篠山市	新設	H11.4.1	篠山町、西紀町、丹南町 今田町
岡山県	建部町	新設	S42.1.15	建部町、福渡町
	倉敷市	新設	S42.2.1	倉敷市、児島市、玉島市
広島県	備前市	新設	S46.4.1	備前市、三石町
	福山市	新設	S41.5.1	松永市、福山市
熊本県	芦北町	新設	S45.11.1	葦北町、湯浦町
大分県	宇佐市	新設	S42.4.1	駅川町、四日市町、長洲町 宇佐町
鹿児島県	鹿児島市	新設	S42.4.29	鹿児島市、谷山市
沖縄県	名護市	新設	S45.8.19	名護町、久志村、羽地村 屋我地村、屋部村

\* 富津町、袖ヶ浦町は後に市制施行

\* 資料は、昭和40年3月29日(市町村の合併の特例に関する法律の施行日)から、平成13年5月1日までの全国の合併事例

名称選定方針 による例 (新しい名称)

都道府県名	新市町村名	形式	合併年月日	旧市町村名
秋田県	鹿角市	新設	S47.4.1	花輪町、十和田町 尾去沢町、八幡平村
山形県	南陽市	新設	S42.4.1	宮内町、赤湯町、和郷村
福島県	いわき市	新設	S41.10.1	平市、磐城市、勿来市 常磐市、内郷市、四倉町 遠野町、小川町、好間町 三和村、田人村、以前村 久之ノ浜町、大久村
茨城県	つくば市	新設	S62.11.30	大穂町、谷田部町、豊里町 櫻村
	ひたちなか市	新設	H6.11.1	勝田市、那珂湊市
	鹿嶋市	編入	H7.9.1	鹿島市、大野村
	潮来市	編入	H13.4.1	潮来町、牛堀町
埼玉県	さいたま市	新設	H13.5.1	浦和市、大宮市、与野市
東京都	あきる野市	新設	H7.9.1	秋川市、五日市町
	西東京市	新設	H13.1.21	田無市、保谷市
新潟県	上越市	新設	S46.4.29	高田市、直江津市
長野県	木曾福島町	新設	S42.4.3	福島町、新開村
静岡県	大東町	新設	S48.4.1	大浜町、城東村
愛知県	東海市	新設	S44.4.1	上野町、横須賀町
大阪府	東大阪市	新設	S42.2.1	布施市、枚岡市、河内市
	阪南町	新設	S47.10.20	南海町、東鳥取町
広島県	東広島市	新設	S49.4.20	西条町、八本松町、志和町 高屋町
愛媛県	東予町	新設	S46.1.1	壬生川町、三芳町
宮崎県	えびの町	新設	S41.11.3	飯野町、加久藤町、真幸町
沖縄県	沖縄市	新設	S49.4.1	コザ市、美里村

\* 阪南町、東予町、えびの町は後に市制施行

\* 資料は、昭和 40 年 3 月 29 日(市町村の合併の特例に関する法律の施行日)から、平成 13 年 5 月 1 日までの全国の合併事例

## 新名称に選定への取り組みについて

### 1 合併市の例

市町村名 (合併年月日)	合併関係市町村	取り組みの経緯
岩手県 北上市 (平成3年4月1日)	北上市・和賀町 江釣子村	3市町村の首長、議長が事前に協議し、合併協議会において決定
茨城県 ひたちなか市 (平成6年11月1日)	那珂湊市 勝田市	公募結果をもとに合併協議会で協議し、最終的に両市の首長が調整
東京都 あきる野市 (平成7年9月1日)	秋川市 五日市町	小委員会に付託して協議し、合併協議会において決定。
兵庫県 篠山市 (平成11年4月1日)	篠山町、西紀町 丹南町、今田町	公募結果をもとに小委員会で協議し、合併協議会で決定

### 2 合併協議会の例

合併協議会等の名称	取り組みの状況
東京都 田無市・保谷市合併協議会	平成11年11月1日～12月31日の期間で公募を実施、小委員会を設置して審議中
埼玉県 浦和市・大宮市・与野市合併推進協議会	平成12年1月10日～2月18日の期間で公募を実施、その後、小委員会に付託の予定 *さいたま市に決定 4/17 新聞発表
山口県 徳山市・下松市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会	小委員会へ付託予定で、審議中

## 新市の名称に関する公募例

	ひたちなか市	篠山市	田無市・保谷市 合併協議会	浦和市・大宮市・ 与野市合併協議会
公募に関する周知の方法	合併協議会だより 新聞	合併協議会だより 町広報	合併協議会だより 市広報 新聞 ホームページ	合併協議会だより 新聞・市広報 ポスター・チラシ テレビ
公募要綱等の制定	有	- *「篠山」を入れた名称	有	有
公募期間	22日 (H6.3.25～ 4.15)	29日 (H9.8.20～ 9.17)	61日 (H11.11.1～ 12.31)	40日 (H12.1.10～ 2.18)
応募方法	官製はがき	官製はがき	官製はがき 応募はがき 電子メール ファックス	官製はがき 応募はがき 電子メール ファックス
応募資格	勝田市又は那珂湊市に居住するもので、年齢は概ね小学生以上	篠山町、西紀町、丹南町、今田町の住民	制限無し	制限無し
応募・記載の内容	新市の名称 提案の理由 住所 氏名 年齢	新市の名称 提案の理由 住所 氏名	新市の名称 提案の理由 住所 氏名 年齢 電話番号	新市の名称 提案の理由 住所 氏名 年齢 性別 電話番号
懸賞等	-	-	名付け親賞：1人 (10万円相当の旅行券) その他の賞：数人 (図書券・テレカ)	名付け親賞：1人 (10万円相当の旅行券) 特別賞：10人 参加賞：1000人
その他	1人につき1点のみ応募	-	何点でも応募可能	何点でも応募可能

## 新市の事務所の位置

従来は新設合併の際になかなか決着がつかなかった事項です。

しかしながら、現代では交通網・交通手段が発達し、また今後情報化社会が一層進展することを考えれば、必ずしも事務所の位置が新市の中心になると捉える必要はなく、また実情としても地域経済の動向等がこれと連動しない場合も多くなっています。したがって、地方自治法第4条第2項の規定に留意しつつ、専ら機能的・効率的な役割分担の観点から事務所の位置を決定すべきであると考えます。

ただし、それでも調整がつかず、特に新庁舎の建設が予定されている場合、協定の中では、利便性の高さ、施設・設備の充実度、新しさ、議場や事務所の広さ等の観点から仮に事務所の位置を決めておき、新市としてスタートし一体感が醸成された後に事務所の位置を正式に決定する方法もあるでしょう。この際、新事務所の建設のための基金を有していた旧市町村が自分の地域内の建設を主張する場合がありますが、新市全体の均衡を十分考えて判断することが重要と考えます。

また、近年の合併事例では、「周辺部が廃れてしまうのではないか」あるいは、「周辺部は住民サービスが低下するのではないか」などの懸念に対応し、旧役場庁舎を支所として残す例が多くなっています。さらに、旧役場庁舎や議場を改装し、地域のコミュニティ活動のためのスペースとすることなども検討課題のひとつです。

### 【例】

#### つくば市（3町1村）

仮に筑南地方広域行政組合第1圏民センター（旧町村が構成していた一部事務組合の建物で、旧谷田部町役場の隣接地）に置き、恒久的な事務所の位置は、新市発足後適当な時期に定めることとした。

#### 北上市（1市1町1村）

新市発足時は、旧北上市役所の場所とし、新庁舎は、旧江釣子村地内に置くこととした。昭和の大合併時にも庁舎位置問題では紛糾した。今回も旧江釣子村側から強い希望があり、この決断が合併実現の最後の一押しとなった。当時の北上市長は、「庁舎はどこでもいいと思っていた」との由。

#### あきる野市（1市1町）

合併協議会では、事務処理を効率的に行う観点から秋川市役所の位置を選んだ。このほど旧秋川市役所の位置に新庁舎が完成したが、あきる野市長は「市の地理的中心は五日市寄りだろうが、人口増の状況等を考えると今の位置がいい。もし庁舎を旧五日市に持ってきたら東にもう一つ役所を造らなければならなくなる」との由。

#### 篠山市（4町）

任意協議会の早い時点で、「新庁舎の位置は、篠山町役場とする」旨決定したので、その後の協議も円滑に行われた。

#### 西東京市（2市）

当面、新市庁舎の建設は行わず、事務所の位置を旧田無市役所とし、これを「田無庁舎」、旧保谷市役所を「保谷庁舎」と呼称するとともに、都市整備部・教育委員会等は保谷庁舎に配置した。

#### あさぎり町（1町4村）

関係5か町村の中心地である免田町を本庁舎とし、他の旧4村の役場を分庁舎とすることとした。



## 事務所の改修及び新設費用等について

合併により本庁舎となるところには、議員及び職員の数が増えることに伴い、議会場や執務室を改修する必要がある場合があります。

このような財政需要に対応するため、国の財政支援措置として、合併前に改修を行う場合には、合併移行経費に対する特別交付税措置があり、経費の半分程度を措置することとされています。また、合併後に改修を行う場合、合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置、合併市町村補助金及び合併特例債等の財政措置を講じているところです。

また、新しい庁舎を建設する場合には、庁舎整備事業に係る起債対象の範囲内で合併特例債を充てることができます。

この際、関係市町村の旧庁舎を支所として機能させる場合は、住民の意見を十分反映してコミュニティ活動等に利用できる施設に改修することも一案でしょう。

### 【例】

#### あきる野市

平成7年に合併したが、平成11年から一般行政機能に加えて、危機管理に対応するために防災センター機能の独立や、まちづくりに市民参加を推進する拠点としてのコミュニティ機能を備えた庁舎建設を行い、平成13年に完成した。

旧五日市町にある庁舎は出張所に位置付け、市民総合窓口、福祉総合窓口、出納窓口を設置した。庁舎の2階・3階については、地元住民を交えた検討委員会で活用方策を検討した結果、地域住民のための交流センターとすることを決定し、2億7千3百万円をかけて改修する予定。

## 住民説明会の実施について

- 1 . 市町村合併の意義、必要性の周知等を行う意味で、住民説明会は、市町村及び協議会の広報活動の中でもっとも重要なものです。
- 2 . 広報のみでは、住民の一方的な情報を受身の状態とならざる得ないため、住民説明会は、住民の意見を表明する重要な機会である。
- 3 . 住民説明会を開催するに当たり、期間の都合もありますが、休日や平日の夜間等の参加者が多くなるよう調整検討をお願いします。
- 4 . 説明は、各市町村で行う。従って、会場、回数等については各市町村の地域事情に合わせて設定、準備する。
- 5 . 各市町村で、幹事以外が説明者となる場合は説明者用説明会を開催する。
- 6 . 各会場では、出席者の人数把握及び質疑回答をまとめる。後日議会等への報告に利用する。
- 7 . 各会場では、合併問題にかかわるアンケート調査を行う。
- 8 . 協議会で作成する配布用資料と説明会資料により、「合併したらどうなるか」について説明を行う。

### 説明会資料のイメージ

協議会構成圏域の状況（人口、生活動向、広域処理等）

合併のメリット

合併のデメリット（対処法）

協議した「先行調査項目」

途中経過ではあるが、「まちづくり基本構想中間案」及びまちづくりにかかわるアンケート結果

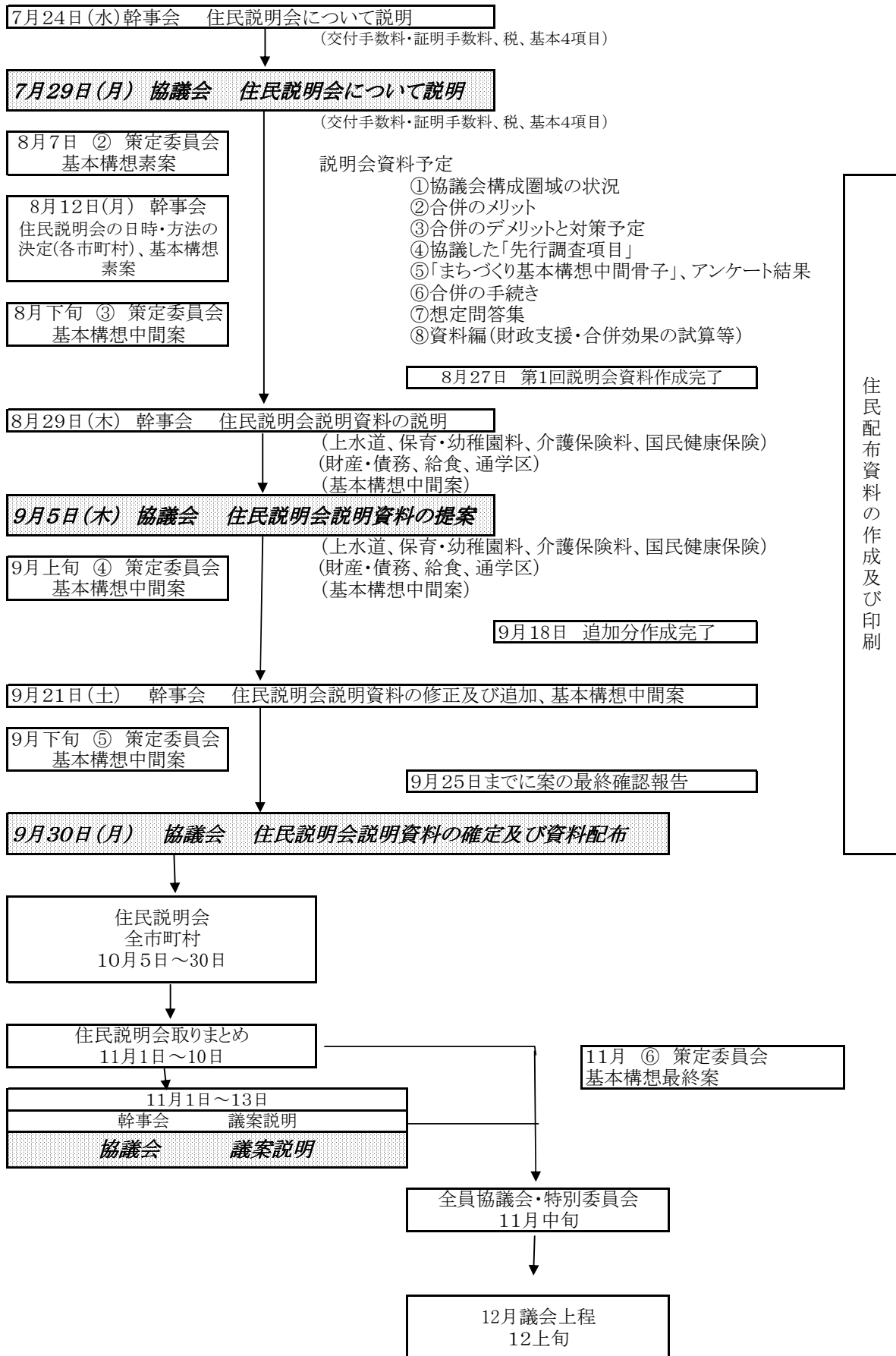
市町村合併の手続き

想定問答集

資料編（財政シミュレーション、人口シミュレーション、財政支援・合併効果の試算、合併特例法の特例措置・合併協議会について）

（現段階での案ですので、実際とは多少異なる点が生じるかもしれません）

## 住民説明会までの日程及び内容



まちづくり基本構想策定委員会委員名簿（敬称略）

学識経験者委員

三重大学人文学部長	渡邊悌爾	委員長
三重大学人文学部助教授	児玉克哉	副委員長

公募委員

男女別数	年代別	市町村名	市町村定員	氏名（あいうえお順）	男女別数
男：21 女：9	20代：1 30代：5 40代：8 50代：6 60代：8 70代：2	津市	6	杉田 勝哉	男：5 女：1
				高橋 美帆	
				中西 久	
				森 錦一	
				森田 寛	
				吉田 公英	
		久居市	4	池田 正之	男：2 女：2
				加藤 久	
				竹株 春子	
				八太 千春	
		河芸町	2	篠木 幸喜	男：2 女：0
				山納 國男	
		芸濃町	2	片岡 福生	男：2 女：0
				谷口 哲微	
		美里村	2	中村 泰伸	男：2 女：0
				古川 命孝	
		安濃町	3	太田 勲	男：2 女：1
				前田 茂	
				長谷川 聡子	
		香良洲町	2	木下 美佐子	男：1 女：1
榊原 満					
一志町	3	川嶋 じゅん	男：2 女：1		
		佐藤 龍史			
		山本 保			
白山町	2	松本 登志子	男：1 女：1		
		吉水 幸助			
嬉野町	2	安保 正巳	男：1 女：1		
		前田 多香子			
美杉村	2	中田 かほる	男：1 女：1		
		横山 立夫			

## 第1回まちづくり基本構想策定委員会委員主な意見要旨

日時：平成14年7月15日(月)午後6時30分から8時40分まで

場所：津リージョンプラザ健康教室

出席：近藤協議会会長、池田副会長、各委員(欠席委員安濃町太田委員、嬉野町安保委員、美杉村横山委員)

### 協議会幹事

### 主な意見の要旨

財政赤字の693兆円を子供たちに負わせてはならない。

健康保険とか年金、介護保険を行き詰らせてはならない。

地域の素晴らしい自然や歴史という財産をわたしたちの代で途絶えることなく、大事に育て、次の代に引き継ぐことが出来るまちにしたい。まちづくりの主役はそこに住む住民である。住民と行政が一体となって将来に向けた安全でゆとりのある快適なまちに出来たら素晴らしいことである。市町村合併を新しいまちづくりの枠組みを作る絶好の機会ととらえている。

現在の市町村はそれぞれ特色をもっており、もし、新しいまちづくりをするというならば、まったく新しいまちづくりをするのか、それとも現在の市町村のそれぞれの特色をさらに活かしたものにするのか、これが議論の分かれるところである。

新しいまちづくりをするというのなら、よりはっきりしたものを作ってほしい。

地方自治体の財政状況が、危機的状況でありながら、住民から大きな声が上がってこないのかというのは、長年にわたって、行政の方から情報というのを住民に十分に提供してこなかったという長い歴史にある。したがって今、市町村合併の問題については、住民自身が自分の生活環境について関心を持たなければいけない。

新しい市を作るということは、大きな市を作ればいいのか、あるいは名前を変えればいいのか、人口を増やせばいいのか、そういうこととは違うのであり、結果として自分達が住みよいまちを、どのように自分達の手で作っていけるかの決断だと信じている。

まちづくりについての住民側の動きもさることながら、行政を行っていく役場の組織、人間が非常に大きな問題になる。縦割りの硬直的なものではなく、柔軟構造を持った組織を持って欲しい。職員は、いい仕事をして、結果を出せば、褒美がいただけるという能力型行政、あるいは少数精鋭の組織をぜひ、実現して欲しい。

市町村合併の問題を論議するとき出てくるのは、周りの町村がおろそかにされがちで

はないかということであるが、これは組織とか運営による住民の知恵によって、解決しうる部分である。

まちづくりについては、行政があまりにも頑固な古さというものを持っていると思う。

合併を人間社会でいうと結婚のようなものかと思う。結婚は喜びを2倍にし、悲しみを半分にするとよくいわれる。そういったものだったらいいと希望的観測をしている。昨今の国や地方財政の苦しさを考えると、合併の必要性はあると思う。グローバル化時代が訪れ、めまぐるしく世の中は進歩しており、IT産業化、インターネット社会ももっと発展していくと思うので、この地域も合併し、ネットワーク化し、それに対応することが必要不可欠なことになる。

いろいろ合併について書いたものを読むと、合併が目的ではなくて、自分の町をどうしていくのかとか、主体的な取り組みについて支援するものというふうに書いてある。これは非常に平易にいうと、もう面倒は見れないよ、自分達で自己責任のもとでやっていって下さい、とこんなふうに私自身は解釈している。それを自分自身の生活に非常に密着したものと考えており、これは非常にいい機会がきたと捉えている。いろんな書いたものの中に、合併による広域の対応と大きな安心というのが目に入るが、小さなことに対する私たちへのあたたかい市の配慮はどのくらいあるのだろうかということを目にすることが、とらえている。

現在、自営と農業をやっており、農業問題は非常に大きな課題として、自分自身の将来を通しての問題と位置づけて考えている。

合併で大切なのは、従来の行政が量的なものから質的なものへの変換ということである。

住民の意志が通じる今のシステムの最小単位が、自治会、あるいは区であるが、ここでの意見をくみ上げるシステムを、作り上げてほしい。

行政の方が考えるよいまちと、住んでいる人たちが考えるよいまちとは必ずしも、一致しないのではないかと考える。行政が考えるまちと、私たちが考えるまちが、一緒に満足できる状態を作っていかななくてはならない。

住民参加型ボランティア活動に重点をおいたまちづくりを考えている。

過疎地で、高齢者の人口が多いということで、難しいボランティアでなくて、簡単なことから始めるボランティアが必要になってくると思う。

それぞれの分野で特徴ある文化をお互いに出し合って、お金を使わなくても、ボランティアでやっていけるのではないか。

合併問題で心配してるのは、わがまちは、過疎にならないのかなと心配をしている。交通網でいうと芸濃ICがあり、亀山には第2名神のジャンクション、安濃ダムがあり、これを活かしたまちづくりをして、合併しても過疎になっていかないまちづくりを目指したい。

合併関係の地域懇談会をやっている中で、合併そのものについてはかなり肯定的な意見が多いが、合併の周辺地区になれば、阻害されるのではないか。あるいは住民の意見が本庁に通りにくくなるのではないかという意見が出てくる。

都市内分権というのがあるが、住民の意向をよく吸収し、ある部分は分権的に意思決定できるものを取り入れれば、今の各市町村の役場などが果たしている住民との接触の濃度というのは、合併によっても、薄められることはないと思う。

合併となるとサービスが低下するのではないかと、不便になるのではないかとを聞くが、財政が逼迫している状況であれば合併へ向かうことになる。

借金を減らそうと思ったら、合併も覚悟しなければいけない。

住民が自立をしていく中で、何でも役場、役所に決めてもらったことに対して、文句ばかりいうだけの住民ではなくて、皆が精神的に自立していきたいと思っている。

広域のネットワークという意味も兼ねて、たとえば、安濃町に住んでいる人が安濃町で働いているケースは少ないと思うが、津へ出て行って働いている人が、働いている近くで、子供が風邪を引いたときとか、保育所で預かってくれないときに、預かってくれる人を見つけたいという思いは、働く女性の意見だと思うが、そういった立場から意見を述べていきたい。

合併による役所の人員削減に伴い、子育て支援の縮小につながらないようにしてほしい。

少子高齢化対策については、さらに充実したまちづくりをしてほしい。

合併になった場合、公共料金に金額的に差ができ、住民の負担増につながらないようにしてほしい。行政レベルはサービスレベルの高いところに合わせてほしい。

合併で昔から受け継がれてきた伝統祭の日とか、あるいは地域の個性がなくなるのではないかと心配している。合併はやはり、地域の人たち、生活している人たちが主体となって、地域の人たちと行政の共働、コラボレーションの関係が必要になってくると考える。

最終的にはそこで生活している人たちが生き生きと、元気に暮らせることが一番の目標になるのではないかと考えている。そのためにはやはりそういう市町村で行うイベントとか行事、あるいは地域に昔から伝統的に受け継がれてきた伝統祭、そういうものを通じて地域の人たちがコミュニケーションというか、疎遠になりつつある人間関係をもう一度修復して、連帯感あるいは共感できるような社会にしていければと考えている。

昭和30年代の合併時にさかのぼって考えると、みんな地域で仲良く暮らしていたまちであった。ところが、合併してまもなく、本庁は遠く離れてしまったし、財産はあったけれどみんな取られてしまった。あれは失敗であり、この失敗を二度と繰り返したくないというのが本音である。

自分の地域をいかにうまくこれから作って行って、まちづくりの一番の本元を突き止めなくてはいけないと考えている。

委員会の回を重ねるにしたがって、終了するときには皆が討議形式になって、もっと盛り上がった意見交換が出来たらいいと思う。

津市の現状を考えると、やはり周りの市町村の方と一緒にあって、もっと多彩なまちづくりが出来るような市になって欲しいと思う。

また、中心街はやはり活性化できる方向に進んでいくべきである。

三重県では、川を住民が十分に使っていない、関心がない。

緑をいかに取り入れていくかということが最優先のまちづくりのテーマである。古いものを大事にするというまちづくり、景観も大事にするまちづくりが必要である。

合併の暁にはこの地域の多彩さを活かしていかなければならない。

商業の活性化については、まちのへそづくりを考えていくべきであり、このためには大胆な発想が求められている。

産業の面では、先端技術の発信の地とする。

福祉の面では施設の集積に加えて、自然を活かした環境づくりが、介護ではないかと思っている。

環境整備については、ごみ問題があるが、焼却炉の問題であるとか埋立地の問題については各自治体のエゴは、慎んで、お互いが協調していかなければ問題は解決しない。

小中学校については、多くの線引きの見直しをやるべきである。

拡大された地域の特性を十分に活かして、道路整備、基盤整備を進めることによって地域全体の回遊性を図る。

民間でできることは極力、民間に委託するべきである、地方分権の受け皿としてそれ



に耐えうる行政の改革をしておくべきである。

都市のイメージは、健康的で住みやすく、明るく文化の香り高いものであること。

今回、建設が決定している津の港、さらに香良洲、河芸町からなる海岸線を整備する。

合併するとどういうことがあるか、6つあるが、住民の利便が向上する、サービスが構造化して多様化する、重点的な投資により基盤の整備が推進される、広域的観点に立ったまちづくりと施策が展開される、行財政の効率化が行われる、地域のイメージアップと総合的な活力が強化される。

実際に、合併によるまちづくりによって、どう具体化していくかということが大事だと思う。

三重県の合併を見ていると、大きな合併をしようとしている都市が旗振りをして、周辺の町村がどうしようかなとって様子を見ているとい感じがしてならない。それではいけないのであって、周辺の小さな町村が本当にどういうふうになるのか、また、6つの項目というのは単なる表現の問題であり、具体的にどうなっていくのか、どういうメリットが出てくるのか、この課題を一緒に考えてまちづくりの方向付けが出来たらと思っている。

地域活動を積極的に行っているが、こういうところから、地域の活性化やまちおこしにつながればいいなと思っている。

活力のある津市を目指してやっても、具体的に動けないこととか一杯あって、そういうことを学生の視点とか、若さの視点から意見を述べていきたい。

合併をして、中学校が統一されたら、生徒どうしが反目しあっていたのに、今度は仲間になった経験がある。合併にはこういう面がある。

全国の市町村が合併で沸き立っているが、全国7割の市町村が合併を考えており、その状況を詳細にみたが、その中で熱気を感じない。なぜ熱気を感じないかということ、今回のこの合併には2つの考え方がある。

1つ目は合併を今の時点の立場で考えて、合併そのものを目的としている。

もう1つは合併後の立場として、合併を考えている。

具体的には、前者はこのままでは財政がもたないという現実問題の中で地方自治を活用して、日本の統治をしていこうということである。行政の側は市町村の数を減らして、効率をよくしていった構造を変えるという考え方である。

後者は、市町村合併後の総合力で何をしたらいいのか、何をするのか、何を生むのか21世紀の基盤となる地方をどうして作り出していくのかということである。

この2つの考え方を踏まえて、考えていくことが重要である。

## 「まちづくり基本構想の策定にかかるアンケート調査」入札結果等

平成14年7月29日

### 入札結果

入札実施日 平成14年7月12日(金)

入札参加業者数 21社

入札結果 株式会社NTTマーケティングアクト三重(津市桜橋2丁目149番地)が落札

契約 平成14年7月17日(水) 728,805円で契約

### 調査スケジュール

アンケート発送 7月30日(木)

アンケート回答締切 8月10日(土)  
(督促状を兼ねたお礼状を8月7日頃に発送予定)

アンケート結果納品 8月23日(金)

津・久居・安芸郡・一志郡地域市町村合併シンポジウム

# 合併による21世紀の新しいまちづくり

【日 時】 8月21日(水)午後6時30分から

【場 所】 津リージョンプラザ お城ホール

【内 容】 基 調 講 演

「合併体験：合併によるまちづくり」

講 師： 末 木 達 男 氏〔旧田無市(西東京市)長〕

## パネルディスカッション

タイトル 「21世紀の新しいまちづくり」

パネリスト ・末 木 達 男 氏(旧田無市〔西東京市〕長)

・鈴木 秀 昭 氏(津商工会議所常議員：

まちづくり特別委員会委員長)

・井 澤 淑 子 氏(まちづくりコーディネーター

まちづくり工房 FUKIN企画代表)

・久 保 勝 史 氏(NPOネットワーク in ポルタ代表)

コーディネーター 渡 邊 悌 爾 氏(三重大学人文学部長)

【参加費】 無 料

主 催 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、  
一志町、白山町、嬉野町、美杉村

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会

後 援 三重県

お問合せ先 津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会

TEL 059-229-3450 FAX 059-229-3451

ホームページ <http://www.tsu-gappei.jp>

E-mail [gappei@city.tsu.mie.jp](mailto:gappei@city.tsu.mie.jp)

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会 協議資料 1-1

協議項目	手数料・使用料の取扱い	協議の内容	各市町村同額であるため現行のとおりとする。
関係項目	証明手数料		

戸籍関係手数料		構成市町村の現況										
		津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	嬉野町	美杉村
市 町 村 別 内 容	戸籍全部事項証明書	450円	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ
	戸籍個人事項証明書	450円	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ
	戸籍謄本	450円	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ
	戸籍抄本	450円	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ
	除籍全部事項証明書	750円	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ
	除籍個人事項証明書	750円	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ
	除籍謄本	750円	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ
	除籍抄本	750円	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ
	原戸籍謄本	750円	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ
	原戸籍抄本	750円	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ
	戸籍一部事項証明書	450円	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ
	除籍一部事項証明書	750円	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ
	戸籍に記載した事項に関する証明書	350円	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ
	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書	450円	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ
	受理証明書	350円	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ
	特別受理証明書	1,400円	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ
届書の写し	350円	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	

事例1

事例2

事例3

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会 協議資料1-2

協議項目	手数料・使用料の取扱い	協議の内容	各市町村の手数料が異なっているため、久居市・河芸町の例による。 閲覧、死体火葬証明書、改葬許可証は証明方法に差異があるため、今後検討を重ね調整する。
関係項目	証明手数料		

住民関係手数料		構成市町村の現況										
		津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	嬉野町	美杉村
市 町 村 別 内 容	住民票	250円	200円	200円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円
	戸籍附票	250円	200円	200円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円
	印鑑証明手数料	250円	200円	200円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円
	印鑑登録交付手数料	250円	200円	200円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円
	身分証明書	250円	200円	200円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円
	不在住証明書	250円	200円	200円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円
	不在籍証明書	250円	200円	200円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円
	住民記載事項証明書	250円	200円	200円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円
	閲覧	20件 250円	10件 200円	大字1地区 200円	20件 300円	30件 300円	20件 300円	20件 300円	20件 300円	20件 300円	20件 300円	20件 300円
	外国人登録原票記載事項証明書	250円	200円	200円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円
	死体火葬証明書	無料 (再交付250円)	無料 (再交付200円)	無料	300円	300円	300円	300円	無料	—	無料 (再交付300円)	—
	改葬許可証	250円	無料	200円	300円	300円	300円	無料	無料	300円	無料	—

事例1  
久居市・河芸町の例による。  
各証明手数料を200円とした場合、平成13年度実績に比べ  
**19,673千円**の減となる。

事例2  
津市の例による。  
各証明手数料を250円とした場合、平成13年度実績に比べ  
**815千円**の減となる。

事例3  
芸濃町・美里村・安濃町・香良洲町・一志町・白山町・嬉野町・美杉村の例による。  
各証明手数料を300円とした場合、平成13年度実績に比べ  
**18,043千円**の増となる。

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会 協議資料1-3

協議項目	手数料・使用料の取扱い	協議の内容	各市町村の手数料が異なっているため、久居市・河芸町の例による。 納税証明は証明方法に差異があるため、今後検討を重ね調整する。また、手数料の加算金についても調整する。
関係項目	証明手数料		

税務関係手数料		構成市町村の現況											
		津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	嬉野町	美杉村	
市 町 村 別 内 容	納税証明書	1年度1税目 250円	1年度全税目 200円	1枚200円	1枚300円	1年度1税目 300円	300円	1年度全税目 300円	300円	300円	300円	1年度全税目 300円	300円 2件以上は1件増す毎 に30円
	課税証明	250円	200円	200円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円 2件以上は1件増す毎 に30円
	所得証明	250円	200円	200円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円 2件以上は1件増す毎 に30円
	所得課税証明	250円	—	200円	300円	300円	300円	300円	—	300円	300円	300円	300円 2件以上は1件増す毎 に30円
	臨時運行の許可	750円	750円	—	—	—	—	—	—	750円	—	750円	
	評価証明	250円	200円	200円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円 2件以上は1件増す毎 に30円
	公租公課証明	250円	200円	200円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円 2件以上は1件増す毎 に30円
	住宅用家屋証明	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1300円	1300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円
	資産に関する証明手数料	250円	200円	200円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円
	軽自標識再交付手数料	250円	200円	300円	—	300円	300円	—	—	200円	300円	300円	300円
	閲覧手数料	250円	200円	200円	300円	300円	300円	—	300円	300円	300円	300円	300円

事例1  
久居市・河芸町の例による。  
  
各証明手数料を200円、臨時運行の許可を750円、住宅用家屋証明を1,300円とした場合、平成13年度実績に比べ  
**3,592千円**の減となる。

事例2  
津市の例による。  
  
各証明手数料を250円、臨時運行の許可を750円、住宅用家屋証明を1,300円とした場合、平成13年度実績に比べ  
**231千円**の減となる。

事例3  
芸濃町・美里村・安濃町・香良洲町・一志町・白山町・嬉野町・美杉村の例による。  
  
各証明手数料を300円、臨時運行の許可を750円、住宅用家屋証明を1,300円とした場合、平成13年度実績に比べ  
**3,130千円**の増となる。

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会 参考資料 1

◎事例3案のとおり手数料を調整した場合の影響額試算(平成13年度実績で計算)

手数料の区分	件数	13年度実績	事例1		事例2		事例3		
			見込額	影響額	見込額	影響額	見込額	影響額	
戸籍関係手数料	戸籍に関する証明	54,228 件	24,402,600 円	24,402,600 円	0 円	24,402,600 円	0 円	24,402,600 円	0 円
	除籍に関する証明	21,882 件	16,411,500 円	16,411,500 円	0 円	16,411,500 円	0 円	16,411,500 円	0 円
	戸籍の届出に関する証明	1,686 件	599,550 円	599,550 円	0 円	599,550 円	0 円	599,550 円	0 円
	戸籍に記載した事項に関する証明	193 件	67,650 円	67,650 円	0 円	67,650 円	0 円	67,650 円	0 円
	小計	77,989 件	41,481,300 円	41,481,300 円	0 円	41,481,300 円	0 円	41,481,300 円	0 円
住民関係手数料	住所に関する証明	198,148 件	49,915,900 円	39,629,600 円	△ 10,286,300 円	49,537,000 円	△ 378,900 円	59,444,400 円	9,528,500 円
	身分に関する証明	2,894 件	741,600 円	578,800 円	△ 162,800 円	723,500 円	△ 18,100 円	868,200 円	126,600 円
	印鑑登録に関する証明	163,056 件	41,242,750 円	32,611,200 円	△ 8,631,550 円	40,764,000 円	△ 478,750 円	48,916,800 円	7,674,050 円
	埋火葬に関する証明	3,386 件	832,300 円	677,200 円	△ 155,100 円	846,500 円	14,200 円	1,015,800 円	183,500 円
	住民基本台帳の閲覧	9,689 件	2,375,900 円	1,937,800 円	△ 438,100 円	2,422,250 円	46,350 円	2,906,700 円	530,800 円
	小計	377,173 件	95,108,450 円	75,434,600 円	△ 19,673,850 円	94,293,250 円	△ 815,200 円	113,151,900 円	18,043,450 円
税務関係手数料	納税に関する証明	6,656 件	1,671,400 円	1,331,200 円	△ 340,200 円	1,664,000 円	△ 7,400 円	1,996,800 円	325,400 円
	課税に関する証明	2,843 件	717,250 円	568,600 円	△ 148,650 円	710,750 円	△ 6,500 円	852,900 円	135,650 円
	所得に関する証明	38,449 件	9,672,000 円	7,689,800 円	△ 1,982,200 円	9,612,250 円	△ 59,750 円	11,534,700 円	1,862,700 円
	評価に関する証明	14,773 件	3,841,700 円	2,954,600 円	△ 887,100 円	3,693,250 円	△ 148,450 円	4,431,900 円	590,200 円
	資産に関する証明	3,715 件	2,549,000 円	2,440,300 円	△ 108,700 円	2,548,900 円	△ 100 円	2,657,500 円	108,500 円
	公図、土地・家屋台帳の閲覧等	4,211 件	2,000,050 円	1,874,550 円	△ 125,500 円	1,991,250 円	△ 8,800 円	2,107,950 円	107,900 円
	小計	70,647 件	20,451,400 円	16,859,050 円	△ 3,592,350 円	20,220,400 円	△ 231,000 円	23,581,750 円	3,130,350 円
計	525,809 件	157,041,150 円	133,774,950 円	△ 23,266,200 円	155,994,950 円	△ 1,046,200 円	178,214,950 円	21,173,800 円	

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会 参考資料 2

(平成13年度実績件数)

区		分	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	嬉野町	美杉村	計	合計		
戸籍関係手数料	戸籍に関する証明	戸籍全部事項証明書	17,321	4,299	2,036	1,308	42	1,161	619	1,679	1,958	1,887	1,351	33,661	54,228		
		戸籍個人事項証明書	9,995	2,463	1,241	787	24	788	452	903	991	1,240	653	19,537			
		戸籍謄本	1	0	0	0	531	0	0	0	0	0	0	0		532	
		戸籍抄本	2	0	0	0	375	0	0	0	0	0	0	0		377	
		戸籍一部事項証明書	7	0	0	0	0	0	0	0	0	114	0	0		121	
	除籍に関する証明	除籍全部事項証明書	1,503	135	1,278	67	0	71	32	77	180	1,151	0	0	4,494	21,882	
		除籍個人事項証明書	106	6	11	1	0	0	0	0	5	16	0	0	145		
		除籍謄本	8,062	474	0	511	246	446	223	990	1,364	0	1,412	0	13,728		
		除籍抄本	191	0	0	0	4	0	0	5	5	0	0	0	205		
		原戸籍謄本	0	1,846	0	571	133	541	215	0	0	0	0	0	3,306		
		原戸籍抄本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	戸籍の届出に関する証明	受理証明書	444	56	24	5	0	9	13	4	11	25	0	0	591	1,686	
		特別受理証明書	5	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	9		
		届書の写し	632	196	0	0	13	50	22	51	64	31	27	0	1,086		
	戸籍に記載した事項に関する証明	戸籍に記載した事項に関する証明書	13	58	107	10	1	0	3	0	0	0	0	0	192	193	
		除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
	住民関係手数料	住所に関する証明	住民票	103,977	25,016	10,981	4,606	2,345	5,869	2,798	7,568	7,083	10,467	1,926	182,636	198,148	
			戸籍附票	3,586	836	342	299	107	255	114	324	286	320	546	0		7,015
			不在住証明書	176	86	0	126	8	15	0	22	0	5	20	0		458
不在籍証明書			148	0	0	0	0	13	3	0	0	0	0	0	164		
住民記載事項証明書			0	611	301	0	12	262	61	137	257	385	186	0	2,212		
外国人登録原票記載事項証明書			4,269	488	546	0	2	120	107	87	0	44	0	0	5,663		
身分に関する証明		身分証明書	1,552	335	155	78	42	131	86	131	241	86	57	0	2,894	2,894	
印鑑登録に関する証明		印鑑証明手数料	83,513	19,509	8,435	4,174	170	5,813	2,620	6,602	5,864	8,425	2,095	0	147,220	163,056	
		印鑑登録交付手数料	8,030	2,066	959	387	2,079	437	235	605	116	922	0	0	15,836		
埋火葬に関する証明		死体火葬証明書	3,010	321	0	0	41	0	0	0	0	2	3	0	3,377	3,386	
		改葬許可証	0	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9		
住民基本台帳の閲覧	閲覧	4,744	2,410	526	186	100	242	115	479	338	405	144	0	9,689	9,689		
税務関係手数料	納税に関する証明	納税証明書	4,682	799	114	50	36	156	63	159	440	36	121	6,656	6,656		
	課税に関する証明	課税証明	1,005	686	168	20	45	139	140	227	55	104	254	2,843	2,843		
	所得に関する証明	所得証明	14,067	5,373	2,069	1,529	589	1,328	507	1,892	575	1,476	1,143	0	30,548	38,449	
		所得課税証明	7,039	0	632	152	0	0	0	0	50	0	28	0	7,901		
	評価に関する証明	評価証明	6,246	2,167	612	535	350	688	225	642	732	2,227	349	0	14,773	14,773	
	資産に関する証明	公租公課証明	1,005	262	62	12	7	64	19	92	50	84	6	0	1,663	3,715	
		住宅用家屋証明	991	17	166	38	20	52	29	90	30	90	20	0	1,543		
		資産に関する証明手数料	357	68	12	25	2	19	0	16	0	5	5	0	509		
	公図、土地・家屋台帳の閲覧等	閲覧手数料	122	606	328	178	56	174	0	271	162	156	193	0	2,246	4,211	
		臨時運行の許可	1,031	546	0	0	0	0	0	0	203	0	97	0	1,877		
軽自標識再交付手数料		0	84	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	88			
合計			287,834	71,829	31,110	15,656	7,380	18,847	8,701	23,053	21,174	29,589	10,636	525,809	525,809		



津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会 協議資料 2-1

協議項目	地方税の取扱い	協議の内容	○11市町村で差異のある項目について (1)均等割税率の取扱い 津市は年額2,500円。その他10市町村は年額2,000円となっている。 「地方税法」では、人口5万以上50万未満の市では年額2,500円、人口5万未満の市町村では年額2,000円を標準税率としている。また、「市町村の合併の特例に関する法律」では、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り不均一の課税をすることができることとなっている。 (2)前納報奨金の取扱い 交付率、限度額、端数処理について市町村に差異がある。また、久居市は前納報奨金を交付していない。
関係項目	個人市町村民税		

		構成市町村の現況										
市町村名		津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	嬉野町	美杉村
市 町 村 別 内 容	個人市町村民税											
	(1)納税義務者	地方税法第294条の規定	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ
	(2)税率											
	・均等割	2,500円(年額)	2,000円(年額)	2,000円(年額)	2,000円(年額)	2,000円(年額)	2,000円(年額)	2,000円(年額)	2,000円(年額)	2,000円(年額)	2,000円(年額)	2,000円(年額)
	・所得割											
	200万以下	3/100										
	700万以下	8/100	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ
	700万超	10/100										
	(3)所得割の課税標準	地方税法313条の規定	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ
	(4)前納報奨金	前納税額(7万限度) ×0.3/100×前納月数  (100円未満切捨)	なし	前納税額(15万限度) ×0.7/100×前納月数  (100円未満切捨)	前納税額 ×0.7/100×前納月数  (10円未満不交付)	前納税額(13万限度) ×1/100×前納月数  (100円未満切捨)	前納税額(15万限度) ×0.7/100×前納月数  (10円未満不交付)	前納税額(50万限度) ×1/100×前納月数  (10円未満切捨)	前納税額 ×1/100×前納月数  (10円未満切捨)	前納税額 ×1/100×前納月数  但し20万円を限度	前納税額(50万限度) ×1/100×前納月数  (100円未満切捨)	前納税額 ×1/100×前納月数  (10円未満切捨)

[均等割税率]

● 事例 1

○「市町村の合併の特例に関する法律」第10条の規定による不均一課税(現行税率)を適用した場合の11市町村の均等割税額の合計。

均等割税額 249,959千円/年・・・(A)

● 事例 2

○「地方税法」第310条の規定による標準税率(年額2,500円)を適用した場合の11市町村の均等割税額の合計。

均等割税額 275,385千円/年・・・(B)

(B) - (A) = 25,426千円/年

※ 「地方税法」第310条の規定による標準税率(年額2,500円)を適用した場合、「市町村の合併の特例に関する法律」第10条の規定による不均一課税(現行税率)を適用した場合に比べ、25,426千円/年の増額となる。

(平成14年度課税状況により試算)

[前納報奨金]

※今後検討を重ね、調整する。

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会 協議資料 2-2

協議項目	地方税の取扱い	協議の内容	○11市町村で差異がある項目について (1)前納報奨金の取扱い 交付率、限度額、端数処理について市町村に差異がある。また、久居市は前納報奨金を交付していない。
関係項目	固定資産税		

		構成市町村の現況										
市町村名		津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	嬉野町	美杉村
市 町 村 別 内 容	<b>固定資産税</b>											
	(1)納税義務者	1月1日現在、市町村内に所在する固定資産の所有者	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ
	(2)税率	1.4/100	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ
	(3)免税点											
	・土地 ・家屋 ・償却資産	30万円 20万円 150万円	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ
(4)前納報奨金	前納税額(7万限度) × 0.3/100 × 前納月数  (100円未満切捨)	なし	前納税額(15万限度) × 0.7/100 × 前納月数  (100円未満切捨)	前納税額 × 0.7/100 × 前納月数  (10円未満不交付)	前納税額(13万限度) × 1/100 × 前納月数  (100円未満切捨)	前納税額(15万限度) × 0.7/100 × 前納月数  (10円未満不交付)	前納税額(50万限度) × 1/100 × 前納月数  (10円未満切捨)	前納税額 × 1/100 × 前納月数  (10円未満切捨)	前納税額 × 1/100 × 前納月数  但し20万円を限度	前納税額(50万限度) × 1/100 × 前納月数  (100円未満切捨)	前納税額 × 1/100 × 前納月数  (10円未満切捨)	

**[前納報奨金]**  
※今後検討を重ね、調整する。

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会 協議資料 2-3

協議項目	地方税の取扱い	協議の内容	○11市町村で差異がある項目について (1)法人税割税率の取扱い 津市は資本金1億円以下の場合12.3%、資本金1億円超の場合13.5%の超過税率を採用している。その他10市町村は一律12.3%となっている。「地方税法」では12.3%を標準税率としており、標準税率を超えて課する場合において14.7%を超えることができないこととなっている。また、「市町村の合併の特例に関する法律」では、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り不均一の課税をすることができることとなっている。
関係項目	法人市町村民税		

		構成市町村の現況										
		津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	嬉野町	美杉村
市 町 村 別 内 容	法人市町村民税											
	(1)納税義務者	地方税法294条の規定	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ
	(2)税率											
	・均等割税率											
	[資本金]											
	[従業者数]											
	・50億超	50人超	300万円(年額)									
	・10億超～50億以下	50人超	175万円(年額)									
	・10億超	50人以下	41万円(年額)									
	・1億超～10億以下	50人超	40万円(年額)									
・1億超～10億以下	50人以下	16万円(年額)	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	
・1千万超～1億以下	50人超	15万円(年額)										
・1千万超～1億以下	50人以下	13万円(年額)										
・1千万以下	50人超	12万円(年額)										
・上記法人以外の法人等		5万円(年額)										
・法人税割税率		資本金1億円以下 12.3/100	12.3/100	12.3/100	12.3/100	12.3/100	12.3/100	12.3/100	12.3/100	12.3/100	12.3/100	
		資本金1億円超 13.5/100										

[法人税割税率]

● 事例 1

○市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定による不均一課税(現行税率)を適用した場合の11市町村の法人税割税額の合計。

法人税割額 3,859,847千円/年・・・(A)

● 事例 2

○津市の例を適用した場合の11市町村の法人税割税額の合計。

法人税割額 3,881,013千円/年・・・(B)

● 事例 3

○地方税法第314条の6の規定による標準税率(12.3%)を適用した場合の11市町村の法人税割税額の合計。

法人税割額 3,638,215千円/年・・・(C)

(B) - (A) = 21,166千円/年

(C) - (A) = △221,632千円/年

※「市町村の合併の特例に関する法律」第10条の規定による不均一課税(現行税率)を適用した場合に比べ、津市の例を適用した場合は、21,166千円の増額となる。また、「地方税法」第314条の6の規定による標準税率(12.3%)を適用した場合は221,632千円の減額となる。

(平成13年度調定額により試算)

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会 参考資料 1

個人市町村民税の均等割税額の試算 (平成14年度課税状況調数値により試算)

[事例 1]

○市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定による不均一課税(現行税率)を適用した場合。

	納税義務者数 (人)	均等割を納める者		
		納税義務者数 (人)	税率 (円/年)	均等割額 (千円)
津市	71,650	59,302	2,500	148,255
久居市	18,367	15,141	2,000	30,282
河芸町	7,729	6,344	2,000	12,688
芸濃町	3,703	2,955	2,000	5,910
美里村	1,902	1,460	2,000	2,920
安濃町	5,122	3,992	2,000	7,984
香良洲町	2,379	1,846	2,000	3,692
一志町	6,597	5,284	2,000	10,568
白山町	6,330	5,130	2,000	10,260
嬉野町	8,319	6,658	2,000	13,316
美杉村	2,635	2,042	2,000	4,084
合計	134,733	110,154		(A) 249,959

[事例 2]

○地方税法第310条の規定による標準税率(年額2,500円)を適用した場合

	納税義務者数 (人)	均等割を納める者		
		納税義務者数 (人)	税率 (円/年)	均等割額 (千円)
津市	71,650	59,302	2,500	148,255
久居市	18,367	15,141	2,500	37,853
河芸町	7,729	6,344	2,500	15,860
芸濃町	3,703	2,955	2,500	7,388
美里村	1,902	1,460	2,500	3,650
安濃町	5,122	3,992	2,500	9,980
香良洲町	2,379	1,846	2,500	4,615
一志町	6,597	5,284	2,500	13,210
白山町	6,330	5,130	2,500	12,825
嬉野町	8,319	6,658	2,500	16,645
美杉村	2,635	2,042	2,500	5,105
合計	134,733	110,154		(B) 275,385

[影響額] (B) - (A) = 25,426千円

※ 「地方税法」第310条の規定による標準税率(年額2,500円)を適用した場合、「市町村の合併の特例に関する法律」第10条の規定による不均一課税(現行税率)を適用した場合に比べ、25,426千円/年の増額となる。

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会 参考資料 2

法人市町村民税の法人税割税額の試算

(平成13年度調定額により試算)

[事例 1]

○市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定による不均一課税(現行税率)を適用し: [単位:千円]

市町村名	法人税割税率	1号法人～5号法人		6号法人～9号法人		合 計	
		法人数	調 定 額	法人数	調 定 額	法人数	調 定 額
津 市	・資本金1億円以下・・・12.3/100 ・資本金1億円超・・・13.5/100	851	2,493,359	4,067	787,982	4,918	3,281,341
久 居 市	12.3/100	97	57,173	581	83,783	678	140,956
河 芸 町	〃	38	21,753	206	25,561	244	47,314
芸 濃 町	〃	18	20,332	131	31,426	149	51,758
美 里 村	〃	9	494	48	14,038	57	14,532
安 濃 町	〃	15	53,316	174	141,031	189	194,347
香良洲町	〃	9	3,106	70	3,851	79	6,957
一 志 町	〃	23	9,524	164	23,252	187	32,776
白 山 町	〃	16	7,494	196	13,425	212	20,919
嬉 野 町	〃	36	43,547	214	19,455	250	63,002
美 杉 村	〃	4	215	89	5,730	93	5,945
合 計		1,116	2,710,313	5,940	1,149,534	7,056	(A) 3,859,847

[事例 3]

○地方税法第314条の6の規定による標準税率(12.3%)を適用した場合 [単位:千円]

市町村名	法人税割税率	1号法人～5号法人		6号法人～9号法人		合 計	
		法人数	調 定 額	法人数	調 定 額	法人数	調 定 額
津 市	12.3/100	851	2,271,727	4,067	787,982	4,918	3,059,709
久 居 市	〃	97	57,173	581	83,783	678	140,956
河 芸 町	〃	38	21,753	206	25,561	244	47,314
芸 濃 町	〃	18	20,332	131	31,426	149	51,758
美 里 村	〃	9	494	48	14,038	57	14,532
安 濃 町	〃	15	53,316	174	141,031	189	194,347
香良洲町	〃	9	3,106	70	3,851	79	6,957
一 志 町	〃	23	9,524	164	23,252	187	32,776
白 山 町	〃	16	7,494	196	13,425	212	20,919
嬉 野 町	〃	36	43,547	214	19,455	250	63,002
美 杉 村	〃	4	215	89	5,730	93	5,945
合 計		1,116	2,488,681	5,940	1,149,534	7,056	(C) 3,638,215

[事例 2]

○津市の例を適用した場合。 [単位:千円]

市町村名	法人税割税率	1号法人～5号法人		6号法人～9号法人		合 計	
		法人数	調 定 額	法人数	調 定 額	法人数	調 定 額
津 市	・資本金1億円以下・・・12.3/100 ・資本金1億円超・・・13.5/100	851	2,493,359	4,067	787,982	4,918	3,281,341
久 居 市	〃	97	62,751	581	83,783	678	146,534
河 芸 町	〃	38	23,875	206	25,561	244	49,436
芸 濃 町	〃	18	22,316	131	31,426	149	53,742
美 里 村	〃	9	542	48	14,038	57	14,580
安 濃 町	〃	15	58,518	174	141,031	189	199,549
香良洲町	〃	9	3,409	70	3,851	79	7,260
一 志 町	〃	23	10,453	164	23,252	187	33,705
白 山 町	〃	16	8,225	196	13,425	212	21,650
嬉 野 町	〃	36	47,795	214	19,455	250	67,250
美 杉 村	〃	4	236	89	5,730	93	5,966
合 計		1,116	2,731,479	5,940	1,149,534	7,056	(B) 3,881,013

[影響額]

(B) - (A) = 21,166千円/年

(C) - (A) = △221,632千円/年

※ 「市町村の合併の特例に関する法律」第10条の規定による不均一課税(現行税率)を適用した場合に比べ、津市の例を適用した場合は、21,166千円の増額となる。  
また、「地方税法」第314条の6の規定による標準税率(12.3%)を適用した場合は221,632千円の減額となる。

## ○地方税法（抜粋）

（個人の均等割の税率）

### 第310条

第294条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる市町村においてそれぞれ当該下欄に掲げる額とする。

市町村	税率
(1) 人口50万以上の市	年額 3,000円
(2) 人口5万以上50万未満の市	年額 2,500円
(3) (1)及び(2)の市以外の市並びに町村	年額 2,000円

2 前項の表を適用する場合における市町村の人口は、官報に公示された最近の人口によるものとする。ただし、市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における関係市町村の人口は、政令で定めるところによつて計算したものによる。

（法人税割の税率）

### 第314条の6

法人税割の標準税率は、100分の12.3とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、100分の14.7を超えることができない。

2 法人税割の税率は、第321条の8第1項の規定によつて申告納付するものにあつては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第2項の規定によつて申告納付するものにあつては解散の日現在における税率による。

## ○市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

（地方税に関する特例）

### 第10条

合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

2 合併関係市町村のいずれもが市町村の合併が行われた日の前日において地方税法（昭和25年法律第226号）第701条の31第1項第1号イ及びロに掲げる市以外の市又は町村であり、かつ、その人口（同号ハに規定する人口をいう。以下この項において同じ。）が30万未満である場合であつて、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が人口30万以上の市であるときは、当該合併市町村に対する同号ハの規定による指定は、当該市町村の合併が行われた日から起算して5年を経過する日までの間は行わないものとする。ただし、当該合併市町村の人口が、当該市町村の合併が行われた日の前日における合併関係市町村の人口の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した人口以上となつた場合は、この限りでない。